

◎新潟県告示第725号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する第105条の2第3項の規定による次の特定第2号漁業者の共済契約締結の申込み又は規約設定についての同意成立の届出は、同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認めた。

令和2年6月19日

新潟県知事 花 角 英 世

1 区域

佐渡漁業協同組合の地区のうち旧真野漁業協同組合、旧佐和田漁業協同組合、旧二見漁業協同組合及び旧稻鯨漁業協同組合の区域

2 区分

10トン未満の漁船により営む漁業であつて旧真野漁業協同組合の地区の者が行う漁業

3 届出年月日

令和2年5月22日